

新型コロナワイルスワクチンの時間外・休日の接種費用について

ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、時間外・休日の接種費用について、ワクチン接種対策費負担金の被接種者1人当たり単価2,070円に診療報酬上の時間外等加算相当分の加算を行う。
(時間外・・・+730円、休日・・・+2,130円) **【適用：R3.4.1～7.31までの接種】**

【時間外(平日)】

休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間(看板等に掲げているもの)以外の時間を加算の対象とする。

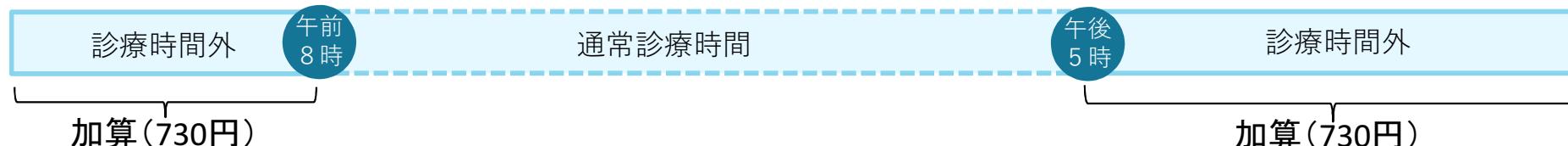
(例1)午前9時から正午まで及び午後2時から午後5時までを平素の診療時間としている日



(例2)午後3時から午後10時までを平素の診療時間としている日



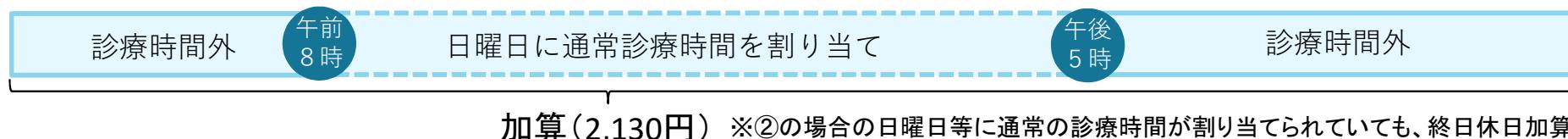
(例3)平素に明確な診療時間が定められていない医療機関(集団接種を想定)



【休　日】

以下の①または②のいずれかに該当する日

- ① 平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日(休診日)
※なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。
- ② 日曜日及び国民の祝日に規定する法律第3条に規定する休日。



※②の場合の日曜日等に通常の診療時間が割り当てられていても、終日休日加算の対象